

県職連合規約改正（案）について

2月26日開催の県職連合第11回臨時大会において規約改正（案）が提案され、代議員による1票投票による規約改正投票が行われます。（議案については2月15日号の全県職・臨時大会議案特集号に掲載）

改正主旨、改正条文については以下のとおりです。

改正主旨

県職連合を結成後に、医科大学の独立法人化により医大法人労組が新たな加盟となったことによる改正。さらに、中央委員については規約第12条第2項に基づき大会承認をもって選出してきましたが、加盟組合（支部）での中央委員の選出を確かなものにするために、中央委員の大会承認を廃止する。

施行年月日

2011年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第1条から第5条 略</p> <p>第6条 この組合は、福島県職員労働組合、福島県企業局職員労働組合、福島県病院局職員労働組合、<u>公立大学法人福島県立医科大学労働組合及び福島県関連労働組合（公社労組等）をもって組織する。</u></p> <p>第7条から第8条 略</p> <p>第9条 <u>大会はこの組合の最高決議機関であって、代議員及び役員で構成する。</u></p> <p><u>2 定期大会は原則として毎年9月中央執行委員長の招集によって開催する。</u></p> <p><u>3 臨時大会は、中央執行委員会もしくは中央委員会において必要と認めるとき、または加盟組合の3分の1以上から理由を示して要求があったとき、中央執行委員長がこれを招集しなければならない。</u></p> <p>第10条から第11条 略</p> <p>第12条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、中央委員と役員をもって構成し、原則として年3回中央執行委員長が召集し開催する。</p> <p>ただし、中央執行委員会が必要と認めるとき、及び加盟組合の3分の1以上から理由を示して要求があったときは招集しなければならない。</p> <p><u>2 中央委員は委員会開催前々月の組合費及び臨時徴収金完納による組合員数に基づいて第3項の基準により加盟組合ごとに選出する。</u></p> <p><u>3 中央委員は加盟組合より組合員100名ごとに1名とし、端数については50名をこえるとき1名の割合で選出する。なお、加盟組合で50名に満たない場合は1名とする。</u></p> <hr/> <p>第13条から第41条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 本規約は2011年4月1日より施行する。</p>	<p>第1条から第5条 略</p> <p>第6条 この組合は、福島県職員労働組合、福島県企業局職員労働組合、福島県病院局職員労働組合、<u>_____及び福島県関連労働組合（公社労組等）をもって組織する。</u></p> <p>第7条から第8条 略</p> <p>第9条 <u>大会はこの組合の最高決議機関であって、代議員、中央委員及び役員をもって構成し、原則として毎年9月、中央執行委員長の招集によって開催する。</u></p> <p><u>ただし、中央執行委員会もしくは中央委員会において必要と認めるとき、または加盟組合の3分の1以上から理由を示して要求があったときは臨時に開かなければならない</u></p> <p>第10条から第11条 略</p> <p>第12条 中央委員会は、大会に次ぐ決議機関であって、中央委員と役員をもって構成し、原則として年3回中央執行委員長が召集し開催する</p> <p>ただし、中央執行委員会が必要と認めるとき、及び中央委員の3分の1以上から理由を示して要求があったときは招集しなければならない。</p> <hr/> <p><u>2 中央委員は加盟組合より組合員100名ごとに1名とし、端数については、50名をこえるとき1名の割合で選出し、大会で承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>3 中央委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。もし、欠員が生じた場合は直ちに補充し、中央委員会承認を受けなければならない。ただし後任者の任期は前任者の残任期間とする。</u></p> <p>第13条から第41条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略</p>